

○EDINETタクソミの概要説明 新旧対照表

新	旧
<p>2-1 XBRL 対象範囲 (略)</p> <p>2-1-5 訂正報告時の提出ファイル</p> <p><u>＜次世代EDINET(2023年1月稼働開始)の稼働開始後に訂正書類を提出する場合＞</u> 提出書類全体がインラインXBRLの対象である提出書類の訂正報告時(ただし、親書類が縦覧中に提出する場合又は訂正四半期報告書を親書類の提出日から5年以内(5年以内の最終日が財務局の休日の場合、当該最終日は翌営業日まで繰り延べ(以下「休日繰り下げ」という。))に提出する場合に限る。)は、訂正報告書とともに、訂正後のインラインXBRL書類を添付して提出するものとします(なお、「訂正発行登録書」は、「発行登録書」とは別様式であり、XBRLの対象書類ではありません。))。</p> <p><u>財務諸表本表のみインラインXBRLの対象である提出書類の訂正報告時(ただし、親書類が縦覧中に提出する場合に限る。)は、財務諸表本表又はそのXBRLに訂正がある場合のみ、訂正報告書とともに、訂正後のインラインXBRL書類を添付して提出するものとします。</u></p> <p><u>親書類の縦覧終了後(四半期報告書の場合は、提出日から5年経過後(休日繰り下げあり。))に訂正書類を提出する場合は、XBRLを添付せず、訂正書類のみで提出することが可能です。また、表示変換方式(2013年版以前のEDINETタクソミ)で提出した書類に対する訂正書類を提出する場合は、XBRLを添付せず訂正書類のみで提出するものとします。</u></p> <p><u>＜次世代EDINET(2023年1月稼働開始)の稼働開始前に訂正書類を提出する場合＞</u> 提出書類全体がインラインXBRLの対象である提出書類の訂正報告時は、訂正報告書とともに、訂正後のXBRL形式書類を構成するファイル一式(提出者別タクソミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイル)を再提出します(訂正報告書に関する記載は、訂正届出書その他の訂正提出書類の場合も同様。ただし、訂正発行登録書は除く。以下同じ。)。IFRS財務諸表のXBRLを併せて提出している場合は、訂正箇所がIFRS財務諸表の内か否かにかかわらず、IFRS財務諸表を含むインラインXBRLのファイル一式を再提出します。なお、「訂正発行登録書」は、「発行登録書」とは別に様式が定められており、XBRLの対象範囲外です。インラインXBRLの再提出が必要な訂正報告に含まれないことに注意してください。</p> <p>財務諸表本表のみインラインXBRLの対象である提出書類の訂正報告時は、財務諸表本表又はそのXBRLに訂正がある場合のみ、インラインXBRLの再提出が必要です。</p>	<p>2-1 XBRL 対象範囲 (略)</p> <p>2-1-5 訂正報告時の提出ファイル (追加)</p> <p>提出書類全体がインラインXBRLの対象である提出書類の訂正報告時は、訂正報告書とともに、訂正後のXBRL形式書類を構成するファイル一式(提出者別タクソミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイル)を再提出します(訂正報告書に関する記載は、訂正届出書その他の訂正提出書類の場合も同様。ただし、訂正発行登録書は除く。以下同じ。)。IFRS財務諸表のXBRLを併せて提出している場合は、訂正箇所がIFRS財務諸表の内か否かにかかわらず、IFRS財務諸表を含むインラインXBRLのファイル一式を再提出します。なお、「訂正発行登録書」は、「発行登録書」とは別に様式が定められており、XBRLの対象範囲外です。インラインXBRLの再提出が必要な訂正報告に含まれないことに注意してください。</p> <p>財務諸表本表のみインラインXBRLの対象である提出書類の訂正報告時は、財務諸表本表又はそのXBRLに訂正がある場合のみ、インラインXBRLの再提出が必要です。</p>